

## 7. 施策の方向

基本目標「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」に向けて、廃棄物対策の取り組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進していくことを目指して、次に掲げる6項目を「施策の方向」として各事業を実施します。

### (1) 廃棄物の排出抑制の促進

廃棄物対策は、まず何より廃棄物を排出しない（「ごみゼロ生活」）ということが重要です。廃棄物を発生させない生活スタイルや事業形態に転換することが大切であることから、廃棄物の排出抑制・減量化などの環境保全に対する意識を高め、自発的な循環型社会構築が推進されるように県民及び事業者等の意識を醸成することを目標として施策を実施します。

### (2) 廃棄物の循環的利用の促進

奈良県の廃棄物の再生利用率は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、全国平均よりも低い水準にあり、本計画において廃棄物の循環的利用に特に重点的に取り組む必要があります。そのため、廃棄物の排出抑制（リデュース）に取り組み、そのうえで排出される廃棄物については、可能な限り再使用（リユース）もしくは再生利用（リサイクル）を一層促進することを目標として施策を実施します。再生利用の推進にあたっては、マテリアルリサイクル（材料再生）はもとより、サーマルリサイクル（熱利用）にも着目し、廃棄物系バイオマス等の有効利用や廃棄物利用の再生製品化のための研究開発や普及拡大を促進します。

### (3) 廃棄物の適正処理の推進

循環型社会の構築のためには、廃棄物を適正に処理することが必要不可欠です。廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対し、適正処理推進のための周知・啓発等を行うことにより、排出事業者責任の徹底、優良処理業者の育成に努めます。

また、廃棄物の適正処理にあたっては、処理施設の安定的確保が必要です。近畿2府4県168市町村が参画している広域処理事業「大阪湾フェニックス計画」を引き続き推進するとともに、市町村等の廃棄物処理施設の計画的整備を促進します。

### (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

廃棄物の不法投棄や不適正処理は、生活環境保全上の支障を引き起こし、廃棄物処理に対する県民の不信感を生み出す要因となっています。これまでも監視・指導等を強化してきたところですが、依然、不法投棄等が後を絶たないのが現状であり、引き続き、県民、市町村、関係機関等との連携を密にし、なお一層の取り組み強化を図ります。

また、近年、使用済家電製品など家庭から排出される一般廃棄物の不適正処理も問題となってきていることから、事業者等の指導、県民への啓発活動を強化するなど、不適正処理対策を徹底するための施策を実施します。

## (5) 災害廃棄物対策の推進

地震、風水害等による大規模な災害は、いつ発生するか予測できないこと、大量の災害廃棄物が発生することから、いかに事前の備えを整えられるかが課題となります。これまで、(一社)奈良県産業廃棄物協会をはじめとする関係 4 団体と災害廃棄物処理の協力協定、県内の全市町村等と「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」を締結しました。

また、平成 28 年 3 月に策定した「奈良県災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害発生時に備える体制を整備・維持することを目的とした「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置するとともに、県・市町村等合同による「教育・訓練」の実施や被災市町村が実施する災害廃棄物処理業務を発災初動期から緊急的に支援する「災害廃棄物処理緊急支援要員」を設置・任命するなど、平常時からの備えを進めてきました。

今後も、同計画に基づき、東日本大震災や阪神・淡路大震災レベルの最大規模の災害を想定して、県・市町村等合同による教育・訓練の継続的な実施、及び広域的な相互支援体制の確立など、大規模な災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の構築に取り組みます。

## (6) 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進

一般廃棄物処理は市町村の自治事務ですが、循環型社会の形成を推進するためには、市町村域を越えて、広域及び効果・効率的な事業規模や減量化・再生利用等のシステム構築などの観点から、県と市町村が、なお一層、連携・協働して施策を推進することが必要と考えます。

このことから、一般廃棄物処理の広域化や災害廃棄物処理体制の構築など、本計画に掲げる広域的な課題や県と市町村の連携強化が必要な課題の解決に向けて、県と市町村が連携・協働する「奈良モデル」により、各種施策の推進に努めます。

一般廃棄物処理の広域化については、スケールメリットによる効果・効率的な資源循環などの効果が期待できることから、県では広域化に向けた枠組み調整や調査への支援、「奈良モデル」補助金制度の創設を行ってきました。今後も広域化のさらなる推進に向けた枠組みの検討を進めるとともに、広域化の動きに合わせて、収集運搬・施設運営面での効率化を検討・促進します。

## 8. 施策・事業の体系

### (1) 廃棄物の排出抑制の促進

- ① 「ごみゼロ生活」の推進
- ② 技術・研究開発の促進（排出抑制）
- ③ 事業者の自主的取り組みの促進（排出抑制）
- ④ ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

### (2) 廃棄物の循環的利用の促進

- ① 各種リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の促進
- ② 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進
- ③ 廃棄物利用の再生製品化・流通促進
- ④ 技術・研究開発の促進（再生利用）

### (3) 廃棄物の適正処理の推進

- ① 排出事業者責任の徹底
- ② 優良処理業者の育成
- ③ 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全
- ④ 有害廃棄物の適正処理の推進
- ⑤ ごみ処理施設の安定的確保
- ⑥ し尿等の処理対策の推進

**(4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅**

- ① 県民総監視ネットワークの推進
- ② 悪質事案対策の強化
- ③ 使用済家電等の不適正処理対策の推進
- ④ 県民参加型の環境美化活動の促進
- ⑤ 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

**(5) 災害廃棄物処理対策の推進**

- ① 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備
- ② 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練
- ③ 市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進

**(6) 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進**

- ① 一般廃棄物処理の広域化
- ② 災害廃棄物処理対策の推進（再掲）
- ③ 廃棄物の減量化・再生利用の推進
- ④ 不法投棄・使用済家電等対策の強化（再掲）

## 9. 事業の概要

### (1) 廃棄物の排出抑制の促進

#### ① 「ごみゼロ生活」の推進

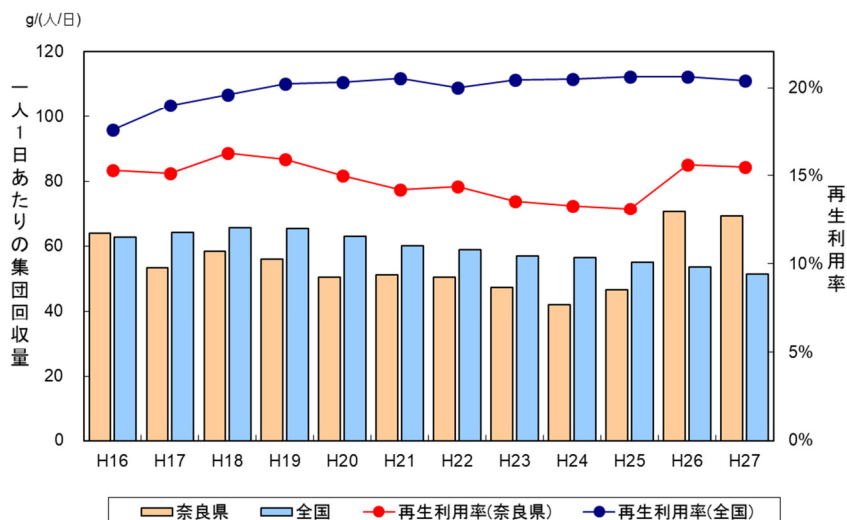
資源循環型の持続可能な社会を形成していくためには、環境への負荷の少ない生活スタイルをより広く実践していくことが大切です。そのため、まずは、県民一人ひとりが、出来る限りごみを出さない暮らし（「ごみゼロ生活」）を意識し実践していく必要があります。県は、市町村、関係機関・団体等との連携・協働により、イベント・講習会、ホームページなど様々な機会を通して、「ごみゼロ生活」実現に向けた県民への啓発等の取り組みを推進します。

#### 【個別事業例】

- 環境にやさしい買物キャンペーン促進（レジ袋無料配布の中止、レジ袋有料化促進、マイバッグ持参、簡易包装協力等）
- イベント・講習会等による情報発信（食品ロスの削減、レジ袋等容器包装の削減、リユース等の促進）
- 地域での環境学習等への支援（県政出前トーク、アドバイザー派遣等）
- 資源ごみの集団・拠点回収の促進（自治会等による古紙や空き缶などの集団回収、店頭回収等）
- ごみ減量化・リサイクルに取り組む模範団体等の顕彰

#### ◆ 一人1日あたりの集団回収量等

(単位:g/人・日)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
奈良県	53.3	58.5	56.0	50.5	51.1	50.4	47.2	42.0	46.5	70.9	69.2
全 国	64.2	65.6	65.2	62.9	60.0	58.7	56.9	56.4	55.1	53.5	51.5



## ② 技術・研究開発の促進（排出抑制）

事業活動に伴って排出される廃棄物を削減するため、県は、県内の排出事業者が取り組む廃棄物の排出を抑制するための研究開発や設備導入を支援・促進します。

### 【個別事業例】

- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援（排出抑制）
- 公設試験研究機関による研究開発の促進
- 排出事業者等への環境カウンセラー（環境省登録）の派遣

## ③ 事業者の自主的取り組みの促進（排出抑制）

奈良県の産業廃棄物排出量は全国の0.4%（全都道府県で最少クラス）で、平成17年度から27年度の10年間で約13%削減されていますが、事業系一般廃棄物は、ほぼ横ばいで推移しています。事業活動に伴う廃棄物の排出量は、景気の動向や観光需要などの影響も受けており、引き続き、事業者の自主的な取り組みによる排出抑制を促進する必要があります。県・市町村は、事業者に対して、排出事業者責任や拡大生産者責任の徹底について啓発・指導を行うとともに、多量排出事業者に対し減量化計画の策定を促し、計画に基づく排出抑制や資源化の実施について積極的に指導します。また、廃棄物の排出抑制や資源化のためのマネジメントシステム等の導入を促進します。

### 【個別事業例】

- 多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施の指導
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援（排出抑制）（再掲）
- 排出事業者等への環境カウンセラー（環境省登録）の派遣（再掲）
- 環境マネジメントシステム導入とグリーン購入の促進（普及啓発・情報提供等）
- 事業者の自主的取り組みへの支援（情報提供、指導等）

#### ④ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

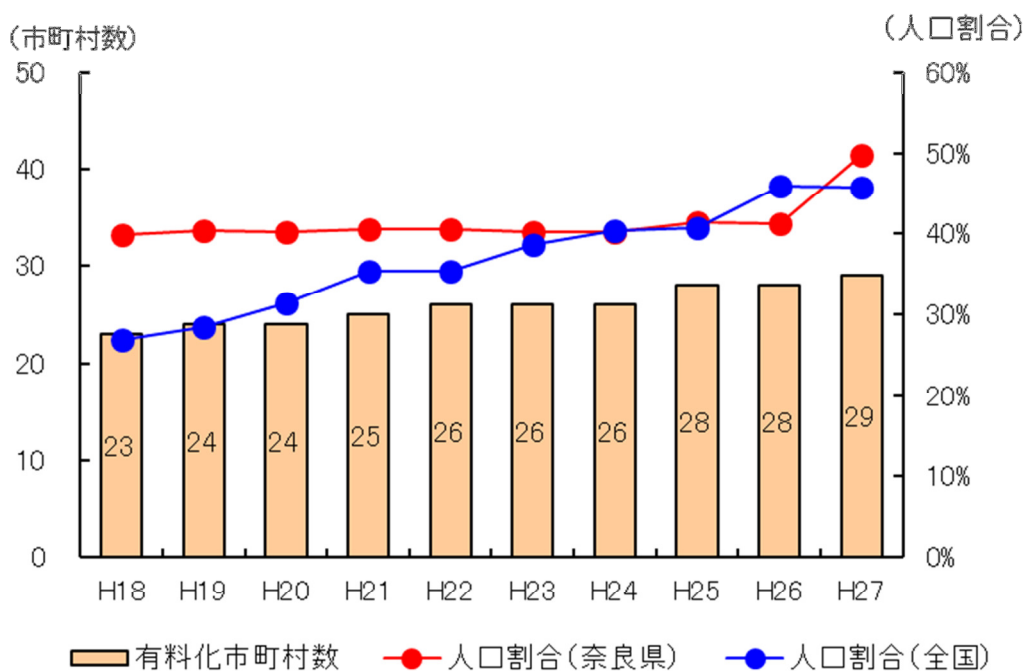
ごみの排出抑制・減量化をさらに効果的に進めていくためには、ごみ処理にかかる事業費や排出量に応じた費用負担の公平化などに対する県民の理解が必要です。家庭系ごみ処理の有料化は、県内 29 市町村で既に導入されており、排出抑制や減量化を促進するための経済的インセンティブ策として一定の効果が確認されていることから、今後も推進していく必要があります。また、事業系ごみについても、実際の処理費用と比較した場合に適正な費用負担を求めるという観点から、処理手数料の見直し等の必要性について検討します。

県としては、家庭系ごみ処理の有料化が未実施の市町村における有料化制度の導入や実施済の市町村における制度改善等について、市町村の実情を把握するとともに、必要な情報の提供に努めます。また、ごみ処理の効率化・最適化を図るため、市町村は、処理コストの分析に努め、県は、必要な情報の提供を行うとともに、市町村からの相談等に応じ技術的な助言等の協力を行います。

#### 【個別事業例】

- 家庭系ごみ処理有料化の促進
- ごみ処理コスト分析等の促進

#### ◆市町村 家庭系ごみ処理有料化の導入状況



## (2) 廃棄物の循環的利用の促進

### ① 各種リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の促進

循環型社会を形成していくためには、消費・廃棄・処理などの各段階において、廃棄物のリユース・リサイクルを効果的、効率的に促進することが大切です。廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進め、リユース・リサイクルをさらに促進するため、県民や事業者の自発的な取り組みはもとより、県・市町村、関係機関等が連携した取り組みの充実を図ります。また、全国平均と比べて再生利用が進んでいない家庭系のペットボトル・容器包装プラスチック、事業系の紙類のリサイクル促進に取り組みます。そのため、県は市町村及び事業者等への分別促進に関する啓発・情報提供・指導など、各分野・各主体の取り組みを促進します。

#### 【個別事業例】

★ 容器包装リサイクルの促進（県民・事業者への啓発等）

★ 家電リサイクルの促進（使用済家電製品の再資源化促進、不適正処理対策の強化）

★ 建設リサイクルの促進（分別解体、再資源化等の適正確保のための啓発、監督・指導等）

★ 自動車リサイクルの促進（適正処理推進のための啓発・指導等）

★ 小型家電リサイクルの促進（使用済小型家電製品の再資源化促進、不適正処理対策の強化）

★ 事業者の古紙リサイクルの促進 **新規**

- 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大（廃棄物の地産地消、リサイクル産業の育成）
- 焼却施設の整備等によるエネルギー回収（発電・温水利用等）の促進
- 焼却灰等の再生利用の検討・促進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援（再生利用）
- 事業者の自主的取り組みへの支援（情報提供、技術的指導等）（再掲）
- 資源ごみの集団・拠点回収の促進（自治会等による古紙や空き缶などの集団回収、店頭回収等）（再掲）
- リサイクル（再生利用）・リユース（再使用）を促進するための啓発、関連情報の発信

★は取組の強化（次ページ以降同じ）



## ②廃棄物系バイオマスの有効利用の促進

廃棄物の再生利用を進めていくうえで、生ごみや家畜排せつ物、下水汚泥などをバイオマス資源として有効利用していくことも課題となっています。これらの廃棄物系バイオマスは、廃棄物処理費を費用の一部として活用できる可能性があること、事業系廃棄物は比較的まとまった量が特定の場所で発生することなどの特徴があります。今後、地域の実情等も踏まえ、県は、市町村、関係機関、事業者等との連携・協働により、廃棄物系バイオマスの有効利用を促進するための研究開発やコスト低減、関連産業の育成、市場拡大等に積極的に取り組みます。

### 【個別事業例】

#### ★ 生ごみ等のリサイクル促進（生ごみの堆肥化（コンポスト等）、バイオガス化、廃食油の再生利用等）

#### ★ 下水汚泥のエネルギー利用・セメント原料化等の検討・促進

#### ★ 食品残さを利用した家畜用飼料の利用促進

- し尿処理に伴い発生する汚泥等の有効利用
- 食品リサイクルの促進（食品残さの飼料化等食品関連事業者による再生利用の促進）
- 公設試験研究機関等による研究開発の促進
- 耕畜連携によるたい肥利用拡大の推進
- 排出事業者の研究開発、設備導入への支援（再生利用）（再掲）
- 事業者の自主的取り組みへの支援（情報提供、技術的指導等）（再掲）

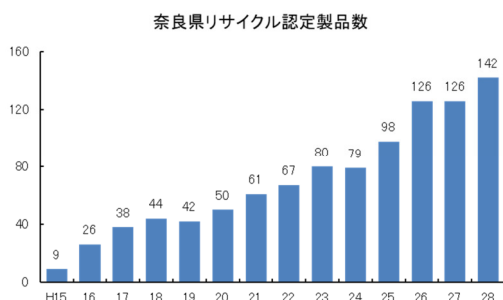
## ③廃棄物利用の再生製品化・流通促進

廃棄物の循環的利用を図るためには、廃棄物を地域資源と捉え地域消費する取り組みが大切ですが、廃棄物利用の再生製品は、消費・利用されることにより「ごみ」を卒業するのであって、そうでなければ「ごみ」として残ってしまうことになります。県では、県内の廃棄物等を利用して製造加工された製品を「奈良県リサイクル認定製品」として認定しており、引き続き、再生製品の質的向上を図るとともに、流通促進のための普及拡大等に積極的に取り組みます。

### 【個別事業例】

#### ★ 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大（再掲）

- 環境関連イベント等での情報発信
- 事業者への支援（情報提供、技術的指導等）
- グリーン購入の促進（県・市町村等の率先行動、事業者・県民等の取り組み促進）
- 間伐材の利用促進



#### ④ 技術・研究開発の促進（再生利用）

廃棄物の循環的利用を促進するため、県は、県内事業者が取り組む廃棄物を再生利用するための研究開発や設備導入を支援・促進します。また、公設試験研究機関（産業総合振興センター、農業研究開発センター、森林技術センター、畜産技術センター等）を拠点として、産官学の連携により、廃棄物の再生利用に資する先進技術の開発を促進します。

#### 【個別事業例】

##### ★ 排出事業者の研究開発、設備導入への支援（再生利用）（再掲）

- 公設試験研究機関による研究開発の促進（再掲）
- 事業者への支援（情報提供、技術的指導等）（再掲）

### (3) 廃棄物の適正処理の推進

#### ① 排出事業者責任の徹底

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。すなわち、生産工程や流通・販売過程において可能な限り廃棄物を抑制するとともに、再使用・再生利用を行い、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、その処理を委託するときには、適正な対価の負担、マニフェストの交付など、排出事業者としての責任を履行しなければなりません。

また、県内で排出される産業廃棄物の約3割を占める建設系廃棄物の適正処理を確保することも大きな課題です。建物解体工事等に伴う分別解体、アスベスト廃棄物の適正処理、廃材の再資源化等を一層徹底するための取り組みを強化していく必要があります。

さらに、県は、排出事業者責任を徹底するための研修の実施、多量排出事業者処理計画の作成指導等により、排出事業者の取り組みを支援します。

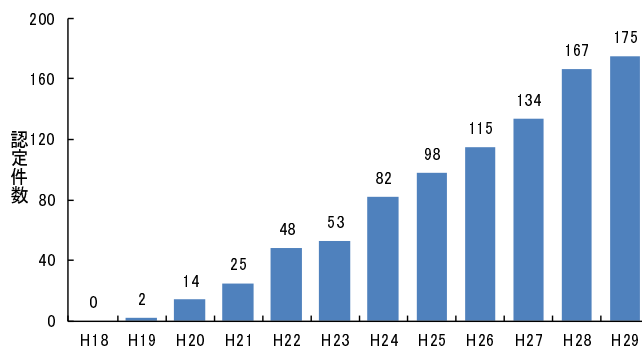
#### 【個別事業例】

- 産業廃棄物管理責任者研修の実施
- 排出事業者への立入調査・指導
- 多量排出事業者処理計画の作成指導、改善支援
- 電子マニフェストの導入促進
- 建物解体工事等の分別解体、再資源化等の監視体制の強化
- 建物解体工事等の適正実施の指導・啓発等の強化（分別解体、アスベスト処理、再資源化等）
- 建設系廃棄物の適正処理に関する研修等の実施

#### ② 優良処理業者の育成

産業廃棄物の不適正処理のリスクを低減するためには、より優良な処理事業者を育成し、業界全体のレベルアップを図ることが求められています。県は、平成23年度から優良産業廃棄物処理事業者認定制度により、法令等に定められた基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理事業者を優良業者として認定しており、既に175事業者が認定（平成29年7月末）されています。引き続き、本制度の普及を図るとともに、産業廃棄物処理事業者に対して、法制度や技術に関する専門的な研修を実施するなど、信頼できる産業廃棄物処理体制の構築に向けた事業を実施します。

◆優良産業廃棄物処理事業者認定事業者数



#### 【個別事業例】

- 優良産業廃棄物処理事業者認定制度の普及促進
- 優良産業廃棄物処理事業者育成研修の実施
- 電子マニフェストの導入促進（再掲）
- 環境マネジメントシステム導入促進

### ③ 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全

産業廃棄物処理事業者は、法令等に基づき、処理施設の構造や維持管理の基準を遵守し、周辺の生活環境を保全する責務があります。県は、必要に応じて処理事業者に対して指導及び助言を行うとともに、市町村の協力を得て、処理施設周辺の水質検査や臭気検査などを行い、周辺生活環境の保全を図ります。

#### 【個別事業例】

- 産業廃棄物処理施設の定期検査の実施
- 産業廃棄物処理施設（埋立最終処分場）の水質・臭気等検査の実施
- 閉鎖最終処分場の維持管理に係る指導・監視
- 監視パトロールの実施

### ④ 有害廃棄物の適正処理の推進

事業者は、人の健康や生活環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれのあるアスベスト含有廃棄物や PCB 廃棄物をはじめとした有害廃棄物の適正かつ安全な処理体制の整備に努める必要があります。県は、事業者に対し、適正処理をより確実なものとするため、必要な技術的助言を行うとともに、指導・監視の強化を図ります。

アスベスト廃棄物の取り扱いに関しては、事業者に対して、関係法令等（建設リサイクル法、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）、大気汚染防止法、廃棄物処理法等）についての周知、遵守指導を行い、適正処理の徹底を図ります。

また、PCB 廃棄物等については、県内の保管状況を把握するとともに、奈良県 PCB 廃棄物処理計画に基づき、計画的処理を推進します。

また、「水銀に関する水俣条約」の発効を受け、国が水銀廃棄物ガイドランを策定したことを踏まえ、水銀廃棄物の適正処理等について市町村や事業者に対する指導等を行うことにより、適正な処理を促進します。

#### 【個別事業例】

#### ★ PCB 廃棄物等の掘り起こし調査及び計画的処理の推進

- 建物解体工事等の適正実施の指導・啓発等の強化（分別解体、アスベスト処理、再資源化等）（再掲）
- 奈良県アスベスト問題対策会議の運営
- 感染性廃棄物の排出事業所への立入調査・指導
- 水銀廃棄物についての情報提供や指導 新規

### ⑤ ごみ処理施設の安定的確保

市町村は、一般廃棄物処理計画について必要な見直し等を行いながら、一般廃棄物処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電など、循環型社会推進に資する事業実施に努め、県は、市町村からの要請等に応じて、技術的な助言、情報提供等を行います。また、既存施設の更新時期や地理的条件、人口予測なども踏まえ、処理の広域化等によるコスト縮減、環境負荷の低減を図っていくことが求められています。

公的関与の広域処理事業である大阪湾フェニックス処分場は、平成 29 年度に基本計画を変更し、埋立期間が平成 44 年度まで延長されています。県は、引き続き、関係府県及び市町村等と連携して、平成 45 年度以降の大阪湾フェニックス計画の実現に向けて、積極的に取り組みます。

#### 【個別事業例】

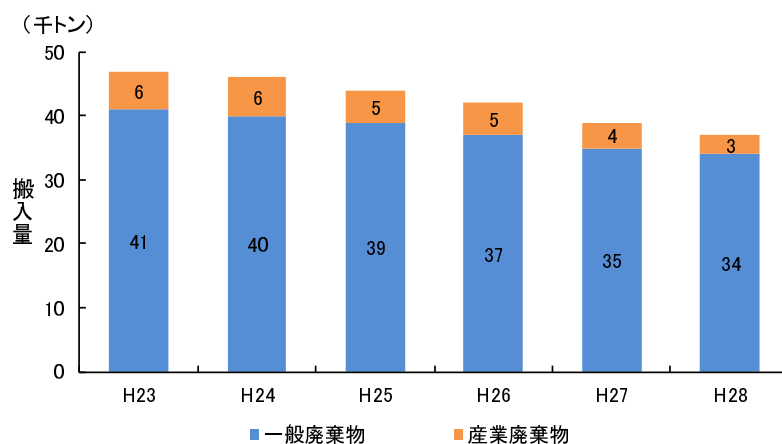
- ★ 市町村等の一般廃棄物処理施設の計画的整備（焼却施設、再資源化施設、熱回収施設等）
- ★ 一般廃棄物処理の広域化促進（実施主体の枠組み構築・推進）
- ★ 大阪湾フェニックス計画の推進

#### ◆最終処分場（埋立）

		埋立容量 (能力)	埋立済量	残存容量
一般廃棄物 (※民間処分場を除く)	奈良県 (H27 年度末)	210 万 m <sup>3</sup>	175 万 m <sup>3</sup> (83%)	36 万 m <sup>3</sup> (17%)
	全国 (H27 年度末)	465 百万 m <sup>3</sup>	361 百万 m <sup>3</sup> (77%)	104 百万 m <sup>3</sup> (23%)
産業廃棄物	奈良県 (H27 年度末)	263 万 m <sup>3</sup>	155 万 m <sup>3</sup> (59%)	108 万 m <sup>3</sup> (41%)
	全国 (H26 年度末)	832 百万 m <sup>3</sup>	666 百万 m <sup>3</sup> (80%)	166 百万 m <sup>3</sup> (20%)

※奈良県の埋立処分量(平成 27 年度)：一廃:24 千 m<sup>3</sup>/年、産廃:90 千 m<sup>3</sup>/年

#### ◆大阪湾フェニックス処分場への奈良県内からの搬入量



大阪湾フェニックス処分場（泉大津沖埋立処分場）

## ⑥ し尿等の処理対策の推進

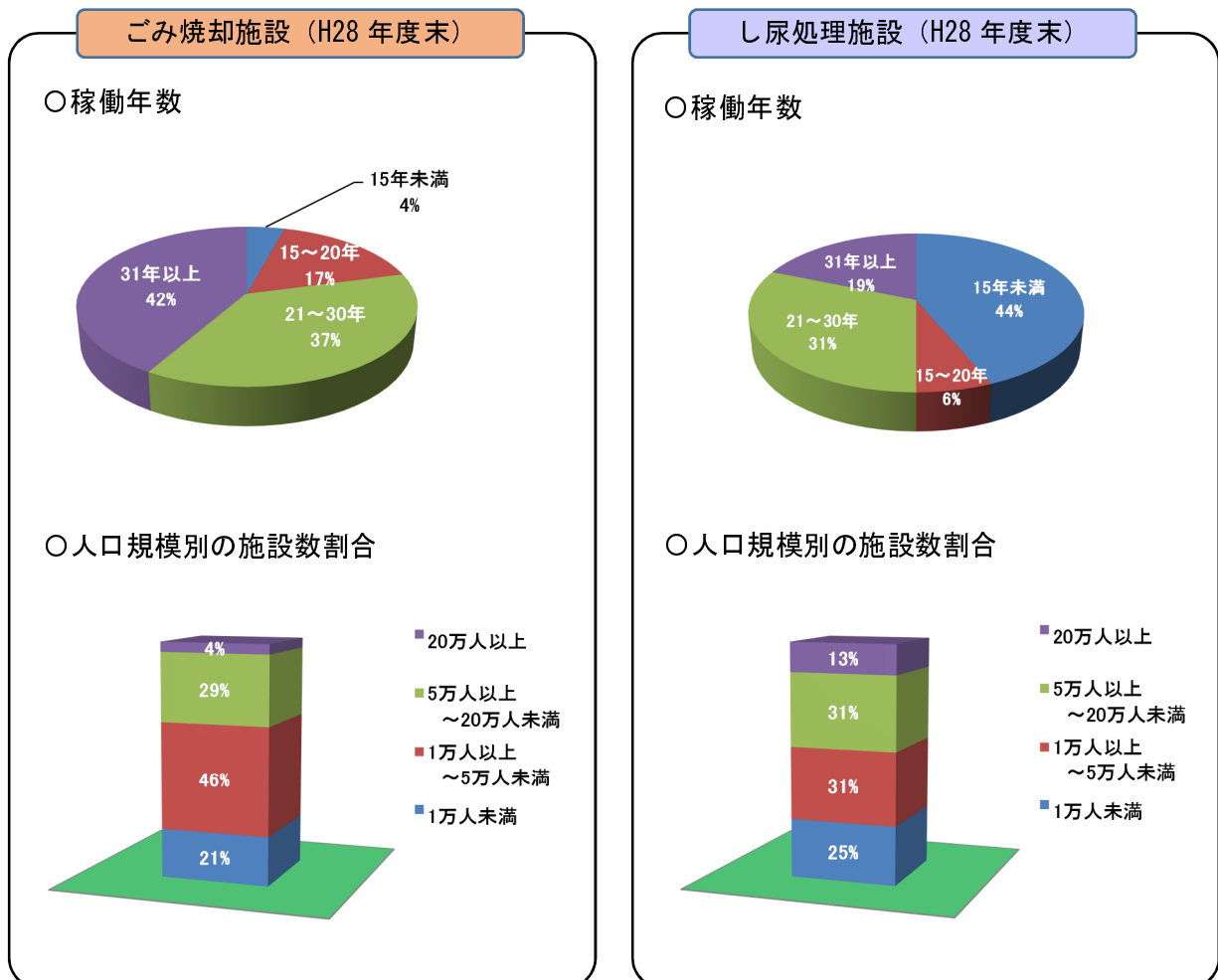
し尿処理は、地域の実情を踏まえ、市町村等の各設置主体による処理施設の整備促進を図り、公共用水域等への環境影響の低減に努めます。また、県及び市町村は、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設について、地域の実情に応じ計画的・効率的な整備を図ります。また、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図るため、浄化槽の検査・点検、清掃等の実施を確保するための啓発・指導等を強化します。

### 【個別事業例】

#### ★ 浄化槽の法定検査、保守検査、清掃等の実施促進

- し尿処理施設、汚水処理施設の計画的整備
- し尿処理施設の故障等に備えた市町村間相互支援

### ◆ 県内の一般廃棄物処理施設等の現状



#### (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

##### ① 県民総監視ネットワークの推進

奈良県における不法投棄の発生件数は、平成 19 年度以降で発生件数が最も多かった平成 20 年度の 29 件から、平成 28 年度には 16 件に減少しています。また、野焼き等の不法焼却は、平成 19 年度は 176 件でしたが、平成 28 年度は 23 件となり、8 割以上減少しています。

県では、これまで民間団体や事業所の協力による「不法投棄見張り番」や奈良県地域環境保全推進員、不法投棄ホットライン等による通報など、県民総監視のネットワークを作り、市町村、関係機関等と連携して、不法投棄等の早期発見、撲滅に努めてきましたが、不法投棄等は依然後を絶たず、さらに対策の強化が必要なことから、引き続き、各方面の協力を得ながら、不法投棄等を撲滅するための取り組みを推進します。

##### 【個別事業例】

- 「不法投棄見張り番」協力団体・事業所等の拡充
- 地域環境保全推進員による活動促進
- 不法投棄ホットライン（県民からの通報窓口）の運営
- 民間警備会社による監視パトロールの強化（県土マネジメント部及び農林部との連携による解体工事・土地規制の監視強化など）
- 警察との連携（スカイパトロール・路上検査）
- 県境付近での他府県合同の路上検査の実施
- 市町村による不法投棄防止対策（不法投棄防止対策の看板、フェンス、監視カメラ等）

##### ② 悪質事案対策の強化

不法投棄や不法焼却、不適正処理に対しては、監視パトロールの強化、行為者等への指導等を行っているものの、手口が悪質・巧妙化するとともに、是正まで長期化する案件も出てきているのが現状です。県は、指導しても改善が見られない悪質事案などについては、法令に基づく行政処分や刑事告発も念頭に、関係機関との連携を密にして厳正に対処していきます。

##### 【個別事業例】

##### ★ 悪質事案に対する特別監視・指導の強化

##### ◆不法投棄・不法焼却の発生件数

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
不法投棄	14	29	14	19	6	18	8	19	26	16
不法焼却	176	143	110	81	67	46	40	20	28	23

※県景観・環境総合センター、奈良市廃棄物対策課による認知件数（産業廃棄物）

### ③ 使用済家電等の不適正処理対策の推進

不要になった家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機の家電4品目は、小売業者が回収し、メーカーが再資源化することが家電リサイクル法で決まっており、また、使用済小型電子機器等（携帯電話、デジタルカメラ、ヘアードライヤー等）のリサイクルを目的とした小型家電リサイクル法が平成25年4月に施行されています。加えて、これらの家電ごみを無許可で回収し、他の金属スクラップと混合して雑品スクラップとして海外に不正に輸出する業者が全国的に増加している現状を受け、平成29年6月に廃棄物処理法が改正されたことから、さらなる適正処理を推進していくことが必要となります。

県は、使用済家電等の不適正処理を撲滅するため、市町村とともに「奈良県使用済家電等対策連絡会」を設置（平成24年7月）して、関係機関等とも連携しながら、情報の共有化や回収事業者への立入調査・指導等の検討・実施に取り組んでいます。

この問題を解決していくためには、消費者向けに適正処理を呼び掛けていくことも必要です。そのため、県は市町村とともに、広く県民に「無許可業者を利用することが法令違反であること」等の周知・啓発を図っていきます。

#### 【個別事業例】

#### ★ 使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化

- 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進
- 不適正事案データベース化、指導マニュアルの作成・共有
- 県民（消費者）への啓発

#### ◆使用済家電4品目の不法投棄の発生件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
エアコン	55	46	13	18	11	9	8	9	4	5
テレビ	602	479	387	487	599	750	718	408	395	391
冷蔵庫・冷凍庫	235	189	184	191	133	123	232	168	156	139
洗濯機・乾燥機	179	112	68	87	68	32	44	38	31	33
計	1071	826	652	783	811	914	1,002	623	586	568

環境省「市区町村における家電リサイクル法への取組状況について」より

※県内市町村による認知件数



#### ④ 県民参加型の環境美化活動の促進

地域住民による河川・道路等の公共空間への植栽や清掃等による環境美化活動を通して、不法投棄等を抑制する環境づくりを進めるとともに、ごみ問題や環境保全に対する県民意識の高揚を図ります。

##### 【個別事業例】

- 住民参加による道路や河川等の植栽や清掃活動
- 住民参加による花いっぱい運動の促進
- 市町村と地域住民の協働による環境美化活動や環境イベント等の促進



クリーンアップならキャンペーン

#### ⑤ 不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進

奈良県の豊かな自然環境を守っていくためには、不法投棄を「しない」「させない」という強い意識の醸成が必要です。県では、市町村、関係機関、団体等と連携して、春の不法投棄廃棄物の一斉撤去、6月の環境の日・環境月間や秋の「不法投棄ゼロ作戦」強化週間における集中的なキャンペーンを実施します。また、県ホームページでの情報発信やテレビ、新聞等のマスメディアを活用した普及啓発にも積極的に取り組みます。

##### 【個別事業例】

- 「不法投棄ゼロ作戦」強化週間キャンペーンの実施（啓発ポスター公募、推進大会、街頭キャンペーン等）
- 「環境の日・環境月間」における県内一斉パトロール等の実施
- 河川及び生活環境保護の啓発
- 不法投棄廃棄物の一斉撤去  
(奈良県産業廃棄物協会、市町村等との連携)
- 県ホームページによる情報発信
- マスメディア（テレビ、新聞等）による普及啓発



平成29年度 啓発ポスター

## (5) 災害廃棄物処理対策の推進

### ① 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備

県内の全市町村等と締結している相互支援協定及び「奈良県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月策定）に基づき、毎年、各市町村等の廃棄物処理施設の処理能力等を把握し、情報の共有を図りながら、民間業者の活用を含め、災害時の処理能力の向上及び相互支援体制の整備推進を図ります。

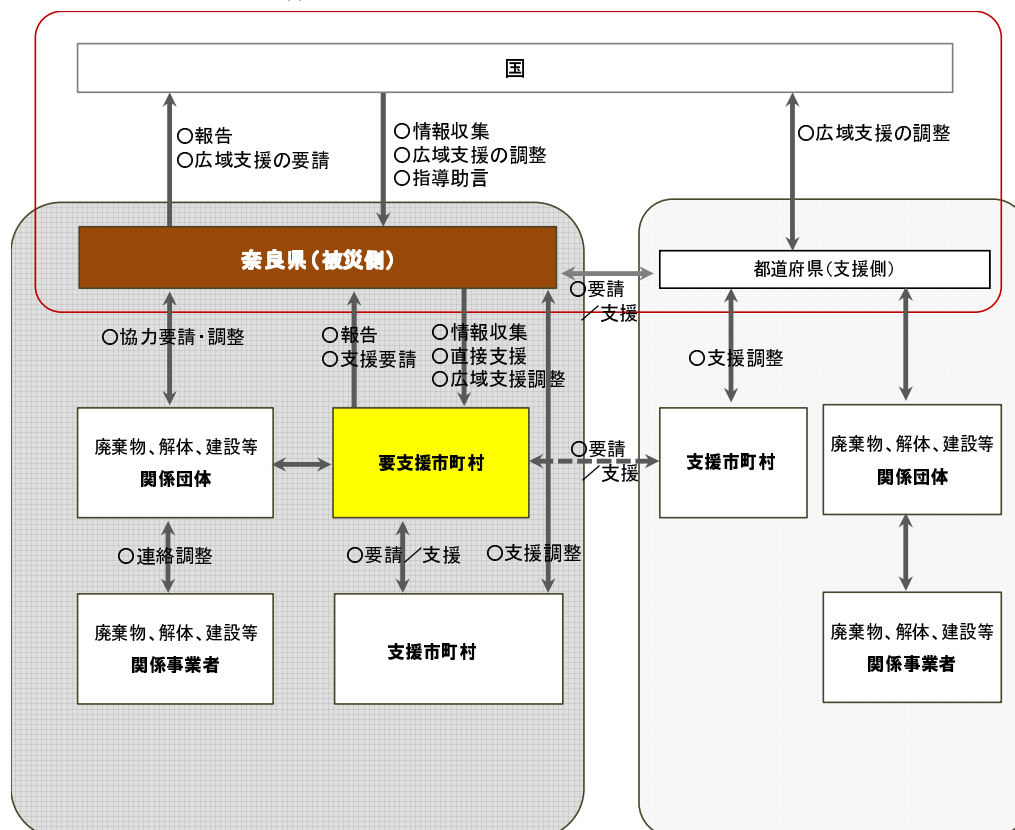
また、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、近畿 2 府 4 県及び政令市・中核市等が参加して、近畿圏における相互支援についての検討が進められていますが、東日本大震災のような大規模災害に備えるためには、近畿圏を越えて中部圏や中国四国等との広域間の相互支援体制も必要となることから、国、関係府県間等との連携を密にして、広域的な相互支援協定の締結に向けて積極的に取り組みます。

なお、大規模災害発生時に発生当初から被災市町村を緊急的に支援するために設置・任命した「県災害廃棄物処理緊急支援要員」（平成 29 年 11 月）について、その体制を維持するとともに、市町村災害廃棄物処理担当者との連携・協働体制を構築します。

#### 【個別事業例】

- 県・市町村等の情報共有、体制整備・更新
- 市町村等の処理能力等を把握する相互支援データベースの作成・共有
- 相互支援マニュアルの作成・共有
- 他府県等との広域相互支援協定の促進
- 災害廃棄物処理緊急支援要員の設置・任命

#### ◆県内及び県外との支援体制（イメージ）



## ② 県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練

大規模災害に備える体制を整備・維持するため、平常時から廃棄物処理等担当職員及び災害廃棄物処理緊急支援要員を対象に、県・市町村合同の「教育・訓練」を継続的に実施します。また、教育・訓練を効果的に実施するとともに、その成果を共有するため、県・市町村による「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」（平成 28 年度設置）を運営します。

### 【個別事業例】

#### ★ 県・市町村合同の教育・訓練の実施

#### ★ 関係機関・団体等と連携する教育・訓練の実施

- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営

## ③ 市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進

県災害廃棄物処理計画の周知・共有を図り、市町村における災害廃棄物処理計画の策定・見直しを促進します。

### 【個別事業例】

#### ★ 市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進

- 計画を策定する市町村への技術的支援

## (6) 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進

### ① 一般廃棄物処理の広域化

県・市町村長サミットでの検討課題である「安定的な一般廃棄物処理の継続」を継承・発展させ、奈良モデルによる一般廃棄物処理の広域化を促進し、ごみ処理の安定的な継続を確保するとともに、行財政運営の効率化を図ります。現在、県内3地域（山辺・県北西部地域、桜井・宇陀地域、南部地域）で広域化が進められており、今後も、焼却施設の更新時期やごみ発生量の変化、地域特性等を考慮しながら、一般廃棄物処理の広域化のさらなる推進に向けた枠組みの検討を進めます。

また、広域化の動きに合わせ、収集運搬・施設運営面での効率化を検討・促進します。

#### 【個別事業例】

##### ★ ごみ処理広域化を推進する市町村への支援

### ② 災害廃棄物処理対策の推進（再掲）

#### 【個別事業例】

##### ★ 県・市町村合同の教育・訓練の実施

##### ★ 関係機関・団体等と連携する教育・訓練の実施

##### ★ 市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進

- 県・市町村等の情報共有、体制整備・更新
- 市町村等の処理能力等を把握する相互支援データベースの作成・共有
- 相互支援マニュアルの作成・共有
- 他府県等との広域相互支援協定の促進
- 災害廃棄物処理緊急支援要員の設置・任命
- 「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の設置・運営
- 計画を策定する市町村への技術的支援

### ③ 廃棄物の減量化・再生利用の推進

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、特に、家庭系のペットボトル・容器包装プラスチック、事業系の紙類のリサイクル促進について、調査等の効果・効率性及び情報の共有化等の観点から、県・市町村の連携・協働による取り組みの充実を図ります。また、事業系一般廃棄物や各分野・業種における産業廃棄物の再資源化等の実態把握に努め、重点化する施策・事業を検討・推進します。

#### 【個別事業例】

##### ★ リサイクルの広域連携による効果・効率化の検討

##### ★ 事業系一般廃棄物の再資源化等実態調査

- 各分野・業種の産業廃棄物の再生利用等実態調査
- リサイクル（再生利用）・リユース（再使用）を促進するための啓発、関連情報の発信

④ 不法投棄・使用済家電等対策の強化（再掲）

【個別事業例】

★ 県・市町村連携による共同調査・指導・監視

★ 使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化

- 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進
- 不適正事案データベース化、指導マニュアルの作成・共有
- 県民（消費者）への啓発
- 市町村による不法投棄防止対策（不法投棄防止対策の看板、フェンス、監視カメラ等）

## 10. 推進計画

基本目標「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』」を実現するためには、私たち一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、廃棄物の排出抑制や再使用、資源の循環利用を進め、環境への負荷ができる限り低減されるライフスタイルや事業活動に転換していくことが大切です。

そのため、県民、地域団体・NPO、事業者、行政等が、相互に連携・協働するパートナーシップを構築しながら、それぞれの責務や役割を認識し、主体的かつ積極的に行動を起こしていくことが必要です。

### (1) 各主体の役割

#### ① 県民

県民は、自らがごみの排出者であることを自覚するとともに、日常生活のなかでごみ処理は避けて通ることのできない課題であることを認識し、生活のあらゆる場面で、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rを推進することが必要です。

県民一人ひとりの3Rを推進する意識と行動により、事業者の事業活動や環境に対する姿勢を変えていくことにつなげ、環境と経済が好循環する持続可能な社会を構築していくことが重要です。

#### 【取組事例】

##### ○ ごみを減らす暮らしの実践

- ・ 買い物時には、過剰包装を断り、マイバッグを持参
- ・ 一時的に必要な物はリース・レンタルで使用
- ・ リターナブルびんや詰替用商品の積極的購入
- ・ 修理、修繕するなど物を大切に長く使用
- ・ 食べ残しゼロ生活の実践（作りすぎない、買いすぎない、頼みすぎない）
- ・ 野菜の皮や魚の骨等を活用した調理
- ・ レストラン等へのマイ箸の持参
- ・ コピー用紙の両面使用、衣服等のリユース推進
- ・ 再生紙使用の紙製品（ノート・封筒等）の購入

##### ○ ごみをごみにしない暮らしの実践

- ・ 自治会の資源回収やスーパー等の店頭回収に積極的に協力
- ・ リサイクルショップやフリーマーケット（ネット上を含む）の活用
- ・ ごみの自家処理（コンポスト容器、生ごみ処理機）

##### ○ ごみを資源に変える暮らしの実践

- ・ ごみの分別を徹底
- ・ 燃やせるごみとしての排出の減量化（新聞紙、段ボール、雑紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の資源ごみの分別等）
- ・ 家電リサイクル法などの法制度を守る（家電ごみを無許可業者に出さない）
- ・ グリーン購入（奈良県リサイクル認定製品など再生資源から作られたものを積極的に購入）
- ・ 地域における環境関連の学習会やイベント等に積極的に参加

- ごみの不法投棄や不適正処理の撲滅への協力
  - ・ 不法投棄や不適正処理を発見した場合は、直ちに県や市町村等に通報
  - ・ 地域でのクリーンアップ活動などの環境美化運動への積極的参加
  - ・ たばこや空き缶のポイ捨て、粗大ごみ等の不法投棄は絶対にしない
  - ・ 外出時に出たごみは家に持ち帰る

## ② 地域団体・NPO等

地域団体やNPOなどの団体は、3R活動等を通して、県民や事業者の意識高揚及び主体的取り組みを先導するとともに、さまざまな主体との連携・交流を図りながら、奈良県環境総合計画の重点プロジェクトである「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなる循環型社会の形成に向けた実践活動の推進役、人材育成の担い手となることが期待されます。

### 【取組事例】

- 自治会や町内会等によるごみの再資源化推進（資源回収、廃食用油の回収・燃料化など）
- 環境学習の機会提供
- 環境イベントやフリーマーケット等の開催
- 啓発活動（マイバッグ運動、リサイクル運動、環境美化運動など）
- 行政や事業者への提言活動

## ③ 排出事業者

排出事業者は、その事業活動に伴って産業廃棄物や事業系一般廃棄物を排出していることから、廃棄物処理に関して最も重要な主体であることを認識することが大切です。環境に関する法令等を遵守することはもちろん、排出事業者責任や拡大生産者責任を十分に踏まえ、生産、流通、販売やサービスの提供などすべての段階において、循環型社会を形成するため自らが積極的に社会的責任を果たしていくことが強く求められます。

排出事業者は、循環型社会の形成に資する取り組みを通して、消費者の信頼と社会での企業価値を高めるとともに、経営改善や新たなビジネスの創出に繋げていくことも重要と考えます。

### 【取組事例】

- 排出抑制、再生利用に配慮した製品等の製造・販売
  - ・ ごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発・製造
  - ・ 再生利用された原料の使用
  - ・ 不良品の削減や再原料化の推進
  - ・ 包装・梱包の簡素化、容器包装のリユース推進
  - ・ 修理、アップグレード、使用後の製品の回収等のサービス充実
- 循環的利用の推進
  - ・ リサイクル技術の開発
  - ・ 廃棄物処理の再生処理事業者への依頼
  - ・ 販売店における店頭回収の実施
  - ・ 廃棄物系バイオマス有効利用の技術開発

- ・ グリーン購入・グリーン調達の推進
- ・ オフィス事務からの紙ごみ等の削減（使用済封筒やコピー紙のリユース等）
- ・ 廃棄物処理計画の作成・推進

#### ○ 環境に配慮した事業活動の実践

- ・ 環境マネジメントシステム、環境会計の導入
- ・ 事業活動から排出される廃棄物の排出抑制や資源化の実施
- ・ 環境報告書の作成・公表
- ・ 電子マニフェストの導入
- ・ 従業員に対する環境教育の実施や環境保全活動への参加支援
- ・ 地域でのクリーンアップ活動などへの積極的参加
- ・ 行政の環境・廃棄物に関する各種調査・施策への協力
- ・ まほろばエコオフィス宣言への登録

#### ④ 処理事業者

廃棄物処理事業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っています。このことから、廃棄物処理法をはじめ関係法令等の遵守はもちろんのこと、常に廃棄物処理・リサイクル技術の向上、専門知識の習得に努め、廃棄物を適正に処理しなければなりません。また、資源の有効利用促進の観点から、できる限り再生利用の増加に努める必要があります。

さらに、廃棄物の処理にあたっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し、生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する地域住民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要です。

#### 【取組事例】

- 廃棄物処理法はじめ関係法令等の遵守による廃棄物の適正処理
- 積極的な情報公開の推進
- 排出事業者に対する助言や提言（法令遵守、分別排出・再資源化等の徹底）
- 再生利用の拡大など廃棄物処理の高度化
- リサイクル産業への積極的な進出、リサイクル技術の開発
- 行政による調査等への協力
- 環境に配慮した事業活動の実践
  - ・ 環境マネジメントシステムの導入
  - ・ 電子マニフェストの導入
  - ・ 優良産業廃棄物処理業者の認定取得
  - ・ 行政・団体等が開催する研修会等への積極的参加

#### ⑤ 市町村

市町村は、一般廃棄物の処理責任者として、中長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画を策定し、地域住民や事業者に対する3Rの取り組みの促進を図るとともに、分別収集の徹底、廃棄物処理施設の整備、不法投棄や不適正処理の対策など地域に密着した施策を総合的かつ計画的に実施します。



また、一般廃棄物処理の広域化や災害廃棄物処理対策・不法投棄・使用済家電等対策など、本計画に掲げる広域的な課題等の解決に向けて、県・市町村の連携・協働による関係施策の推進に努めます。

#### 【取組事例】

- 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進
  - ・ 一般廃棄物処理の広域化
  - ・ 災害廃棄物処理対策の推進
  - ・ 廃棄物の減量化・再資源化の推進
  - ・ 不法投棄・使用済家電等対策の強化
- 一般廃棄物処理施設の計画的整備
  - ・ 一般廃棄物処理計画の策定、処理施設の計画的整備
  - ・ ごみの再資源化施設、熱回収施設等の計画的整備
  - ・ 施設の長寿命化を図るストックマネジメントの導入（効率的な維持管理、更新整備）
- 一般廃棄物の発生抑制等の推進と適正処理の確保
  - ・ ごみ処理有料化をはじめとする経済的手法の導入検討・推進
  - ・ 資源ごみの集団・拠点回収等、分別収集体制の整備
  - ・ 住民への普及啓発（3Rに関する情報提供、学習機会の提供）
  - ・ グリーン購入の推進
  - ・ オフィス事務からの紙ごみ等の削減
  - ・ 公共事業からのがれき類等の再資源化、上下水道汚泥の有効利用の検討・推進
- 不法投棄等の撲滅のための取組強化
  - ・ 不法投棄防止対策の推進（不法投棄防止の看板、フェンス、監視カメラ等）
  - ・ 監視パトロールの強化（地域住民の協力や県・関係機関等との連携等）
  - ・ 奈良県使用済家電等対策連絡会への参加

#### ⑥ 県

県は、広域的な観点から県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の実態を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進と適正処理の確保など廃棄物に関する施策を総合的に推進します。一般廃棄物処理の広域化や災害廃棄物処理体制の構築など、本計画に掲げる広域的な課題や県と市町村の連携強化が必要な課題の解決に向けて、県・市町村の水平連携・垂直補完による事業推進スキーム（奈良モデル）の構築を図り、関係施策の推進に努めます。

県民、事業者、市町村等の取り組みに対する支援や適正処理確保のための指導・監督など、循環型社会の形成に向けて、関係部局が連携しながら各種施策を展開するほか、必要な制度の改正や財政支援措置について、積極的に国に提案、要望を行っていきます。

#### 【取組事例】

- 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進
  - ・ 一般廃棄物処理の広域化
  - ・ 災害廃棄物処理対策の推進

- ・ 廃棄物の減量化・再資源化の推進
- ・ 不法投棄・使用済家電等対策の強化
- 廃棄物の適正処理の推進
  - ・ 排出事業所や処理施設への立入調査による適正処理の徹底
  - ・ 産業廃棄物処理施設周辺の環境保全（指導・監督等）
  - ・ 排出事業者及び処理事業者の技術開発等の支援及び指導等の徹底
  - ・ 一般廃棄物処理の広域化など、市町村連携による処理施設の計画的整備の促進
  - ・ 災害廃棄物処理の相互支援確保のための諸計画の調整
  - ・ その他本計画に掲げる各種施策・事業の推進
- 不法投棄等の撲滅のための取組強化
  - ・ 「不法投棄見張り番」協力団体・事業所等の拡充
  - ・ 地域環境保全推進員による活動促進
  - ・ 不法投棄ホットライン（県民からの通報窓口）の運営
  - ・ 民間警備会社による監視パトロールの強化
  - ・ 警察との連携（スカイパトロール・路上検査）
  - ・ 県境付近での他府県合同の路上検査の実施
  - ・ 市町村による不法投棄防止対策への支援（不法投棄防止対策の看板、フェンス、監視カメラ等）
  - ・ 奈良県使用済家電等対策連絡会の活動推進
- 廃棄物の再資源化等の促進
  - ・ 事業者の研究開発、設備導入への支援
  - ・ 公設試験研究機関等による研究開発の促進
  - ・ 下水汚泥のエネルギー利用等の開発促進
  - ・ その他本計画に掲げる各種施策・事業の推進

## （２）計画の進行管理

- ・ 計画の円滑な推進を図るため、県は市町村及び関係団体等に、市町村は地域住民に、関係団体は関係事業者等に計画及び進捗状況を周知し、その推進に努めます。
- ・ 計画の推進にあたって、県は、県内の廃棄物処理状況や国施策の動向等を把握し、計画目標が達成できるよう適切な施策・事業を実施するとともに、状況に応じて、必要な見直しを行います。
- ・ 計画の進捗状況は、市町村、関係機関等との情報共有を図り、奈良県循環型社会推進協議会や「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会など、さまざまな機会を活用して検討するとともに、広く県民への情報提供に努めます。